

經濟安定委員會會議錄 第十一号

昭和二十八年七月六日（月曜日）

午後一時二十九分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君

理事 小笠 公昭君 理事 加藤 宗平君

理事 武田信之助君 理事 栗田 英男君

理事 阿部 五郎君 理事 菊川 忠雄君

秋山 利恭君 岸 信介君

迫水 久常君 長谷川 峻君

神戶 眞君 楠美 省吾君

飛鳥田一雄君 石村 英雄君

中村 時雄君 山本 勝市君

出席政府委員

公正取引委員長 横田 正俊君

委員外の出席者

総理事務局長 丸山 泰男君

公正取引委員 會事務局經濟部 調整課長

通商産業事務官 小室 恒夫君

（企業局長） 專門員 岡地 幸四郎君

專門員 菅田 清治郎君

七月四日

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部改正に関する請願（小笠公昭君外一名紹介）（第二五九号）

の審査を本委員会に付託された。

同日

私的独占禁止法改正に関する陳情書

（東京都中央区日本橋馬喰町三丁目

三番地東京化粧品工業会会長井田友

平）（第七二二号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇四号）

○佐伯委員長 これより会議を開きます。

本日は前会に引続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び日本経済の基本的政策に関する件について審議を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。小笠公昭君。

○小笠委員 私は条文の一、二について、特に解釈についてお尋ねをいたしたいと思ひます。条文を追ひまして第二條の第四項において、競争の定義を書いてありますが、「国内における」というのが前にあつたのであります。今度はその「国内における」というのを削除しておりますが、削除した理由、これは国際的な競争を含めるという意味で削除したのかどうか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○横田政府委員 第二條の競争の定義のうちから「国内における」を削りました理由は、ただいまおつしやられました通りでございます。大体私的独占禁止法の規制の対象となりますものは、国内における競争になるものでございすが、しかし第六條等の関係から、この中には国際的協定とか国際的契約と

いうようなものも入つて参りますので、この競争の定義を「国内における」というふうに縛りますと、多少定義として狭くなるという観がございますので、この言葉を削つたわけでございします。

○小笠委員 同條第四項に参りますと、「対価を決定し、維持し若しくは引き上げ、又は数量」と書いてあります。それから「相手方を制限する等」。この「数量」といふ内容の数量であるかということが一つ、「等」といふことが第二點。全体を通じまして第四項は現行法を緩和したのか強化したのか、それを伺いたひのであります。

○横田政府委員 この項は現行法のいふゆる不当な取引制限の規定に多少手を入れたわけでございしますが、手を入れたといひましたも、これは単に例示をあげただけの違ひでありまして、現行法と何らの違ひはないのでございします。つまり現行法は不当な取引制限の定義をあげますと同時に、第四條に参りまして、一定のカルテル行為のタイプカルなるものをあげまして、その典型的なものにつきましては、実質的競争にならない場合でも影響がきわめて軽微なもの以外は、一応形式的にこれを違法とするということにいたしておきます。これを、現行法の第四條を削りまして、ここにあげておきます。典型的ないふ／＼な行為を第二條の例示としまして、ここに掲げたわけでござい

まして、ただいまお示しの「数量」といふのは、たとえば生産数量、販売数量といふようなものの制限、たとえば操縦といふようなことがそれに当るわけでございします。で、結局第四條を削ることによりまして、カルテルの影響の軽微な実質的な制限に至らないものは、取締りの対象からはずすということになります。現行法の緩和の一つがここに現われておるわけでございします。

○小笠委員 同じく第七項に参りますと、不正な取引方法の規制があるものであります。一、号から五号まで列挙いたしてあります。「左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるものうち、公正取引委員会が指定するものをいう。」この各項を見ますと、全部「不当」と書いてあるのですが、不当があつて、かつ各項の中に「不当」と書いておりながら、その中から公正取引委員会が指定するということになります。この一、号ないし五号の中には不当ならざる場合、いわゆる不正取引でない場合といふものを予想しておると考えなければならぬのであります。いかなる場合を予想しておりますか、いかなる場合を予想しておりますか。

○横田政府委員 この新しい第七項になるわけでございしますが、ここに「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」といふものを掲げましたのは、結局現行法でも同じでございしますが、一、号から五号にわたつて、不正競争方法、あるいは新法で申しますと、不正

取引方法を規制いたします中に、「不当」といふ言葉を書いてございしますが、この「不当」の解釈は具體的な場合々々で決定いたさなければならぬのであります。しかしいふゆる競争に対する影響が、問題にするに足らぬ、あるいは公正な競争を阻害するおそれがないようなものまでも取締るといふことになつては困りますので、この不正取引方法の定義のかしらの中にこのいふ言葉を入れたのでございします。これはもちろん不当といふ言葉を今小笠さんがお述べになりましたように、そういう競争を阻害するおそれのないようなものは不当ではないという解釈がとられますれば、もちろんこのかしの／＼の／＼の規定はいわゆる念のためのような規定になるわけでございします。結局今申しましたように、この各号の解釈を明らかにし、あるいはこれを不当に広げることを防ぐという意味におきまして、この文字を入れた次第でございします。

○小笠委員 不当の解釈につきまして大分問題が実はあると思ひるのでございしますが、それは別といたしまして、第六條へ参りまして、「不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項」を内容とする国際的協定又は国際的契約と書いてありますが、たとえば一手代理店契約——代理店といふものは適用除外になつておりますが、一手代理店契約といふものを結んだ場合、この「不当」に該当するかどうか。また海外に対する委託販売の場合に成行

き相場を相場を仕切るといふような場合は、この不当な協定になるかどうか、御意見を承りたい。

○横田政府委員 今の一手販売契約は、結局いわゆる縦の関係と申しますか、一手販売を委託する方と委託を受ける方との関係になりまして、いわゆる不当な取引制限と申しますものは、いわゆるカルテル行為でいけば同列に立ちましたものの間でいふ事業活動を拘束し合うことがこれに該当するわけでございます。今の縦のような関係は実はこの中には入らないことになりまして。あるいは一手仕切りの関係などもそういうことになりまして、それはむしろ下の方の不正な取引方法ということに該当する場合がときによつてあるわけでありまして。つまり一手販売契約と申しますものは、単にある商人がある商人だけのために何かをするということはいいのであります。が、それを非常な強制的に拘束するとして、他の事業者のためにいふことをすることを積極的に妨げるといふようなことになりまして、後段の方の問題を生ずる場合があり得るわけでございます。

なるのではないかと。どの程度まで緩和したのかと私は思ふのであります。具體的に申しますと、競争を實質的に制限する、たとえば銀行取引における歩みの統一を組合ではかる、あるいは最近のような状況になりますと、手形の期限を三月あるいは二月というふうな組合で統一して行くといふような行為をした場合は、この競争を實質的に制限するといふことになるのであります。ようか、どうでありましょうか。

○横田政府委員 この一の要件は、これは結局独占禁止法の基本でございまして、独占なりあるいはカルテルを違法とするかどうかという根本的な基準になつてゐるわけでございます。結局これは各事業者がやらなくても、事業者団体の形においてもやはりこういう結果を生ずるような行為は禁止をする。つまり事業者に対する禁止を団体の方へ広げただけのことでございます。この点はむしろ現行の事業者団体法よりはもう少しはつきりいたして、別にきつくなつておる点はないわけでございます。ただいまお示しの二つの例につきましては、その決定される事柄の内容によつては、あるいは第一号に觸れる場合もあるかもしれませんが、普通第一号よりもむしろ第四号の構成事業者の機能または活動を不当に制限するといふような問題になるおそれがないではないのであります。しかしながら今後やはり「不当」の解釈になると思ひます。不当にならない範囲におきましては、そういう事業者による業界の一種の自衛作用といふようなことが許されると思ひます。

重要な関係があるのであります。今度の改正の重要ポイントの一つだと思ひます。今あげましたように、たとえば手形の期限を統一する、支払い手形にしても受取り手形にしても組合で統一するといふような場合に、そういう決定を組合によつてやることによつて、これが事業者の不当なる活動制限になるのだといふことになる。組合活動の余地がなくなるのではないかと。いふうな心配を持つのであります。ただいまの御説明によりまして、あるときは不当になり、あるときは不当にならないといふようなことではあります。が、はつきり支払い手形あるいは受取り手形の期限を統一し、統一した期限の手形でなければならぬ、あるいは決定した場合は、この事業活動の不当な制限になるかどうか、はつきりもう一度お示しを願ひたいと思ひます。

○横田政府委員 大体そういう画一的な取扱ひをきめることは、第四号に觸れる可能性が非常に多いと思ひます。

容を具體的に書いて業界指導をせられなければならないと思ひますが、そういう御意があるかどうか、重ねて伺つておきます。

○横田政府委員 大体独占禁止法のその他の規定もそうでございますが、事柄が本来かなり複雑な経済事情を対象としておりますので、文字がやや抽象的になることはやむを得ないのでございまして。これはたくさん事例が重なつて参ります。おのずからそこに審決例あるいは判例というふうなものができまして、その基準がはつきりして来るわけでございます。われ／＼といひまして、具体的な場合に即して申しますと、お困りのないようにはできるだけその解釈的なものを明らかにいたし、あるいは相違部というふうなものもございまして、そういうところへいふ／＼御相談いただきますれば、ある程度の基準は申し上げることもできると思ひます。

○小笠委員 二十四条の二に参りまして、再販売価格の維持契約のところでございますが、第一項のところ「容易に識別する」という条件を付して、第二項の一号に「当該商品が一般消費者により日常使用されるもの」と規定してあります。御説明によると化粧品であるとか、あるいは薬品の一部と一般消費者により日常使用されておるといふことは、どこに基準を置いて認定されるのか。砂糖であるとかあるいはバターといふふうなものとつた場合に、おそれなくこれは一般消費者に日常使用され、しかも第一項に書いてある容易に識別し得るものと私は思ふのであります。

であります。これはどういふ基準によつてこの商品指定をするか、伺いたしたいと思います。

○横田政府委員 大体この「当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること」といふのは、いわゆる常識的な社会通念的な意味の日用品といふことになるわけでありまして、二十四条の二の再販売価格の維持契約の対象になるかと申しますと、「その品質が一樣であること」を容易に識別することができると、この事柄は大体再販売価格制度の趣旨を申し上げるものでございまして、おのずからいふことがどういふものであるかといふことはおわかりになると思ふのであります。が、大体非常に名の通つた、あるいは商標などのついたものが考えられるのでございまして。これは何も商標には限りませんが、どの製品である、この品物はこういうものであるといふことについて、一般消費者がよく知つておるものといふことになるわけでありまして、この観点からいたしますと、今お示しのバターであるとかその他の種類の食料品につきましては、もちろんこの指定の対象になつて参ると思ひます。

○小笠委員 二十四条の三、不況に対処するための共同行為、いわゆる不況カルテルの条項であります。本条は主として生産部門についての規定だと思ふのであります。が、いわゆる生産者から卸、小売、消費者へのこの過程があるものであります。卸部門等におきまして、第二十四条の三、すなわち不況に対処するための共同行為といふものを認めておらぬようでありまして、そ

の認めておらぬ理由を伺いたいと思ひます。

○横田政府委員 これは結局今回の不況のためのカルテルを広く認めるか、あるいはできるだけしぼつて、やむを得ない場合にだけにするかという、その根本の態度にかかつて来るものでございまして、結局今回の改正は、いろいろ財界からの要望もございまして、検討いたしました結果、必要やむを得ないもののみを認めるという線をかゝりきつて出しておるわけでございまして、なるほど販売業者等につきましても、ある場合について不況の対策というやうなことが考えられるのでございしますが、販売業者につきましても、大體消費者その他に直接に影響することゝろがかなり大きい面もございまして、ここまでは不況カルテルを認めるということになりまして、いろいろの弊害も考えられますので、生産業者に限りましてこの不況カルテルを認めた次第であります。

○小笠委員 同じく二十四条の三の第四項であります。認可にあたりまして、公正取引委員会の認定を経なければならぬということに相なつておるものであります。この認可と認定はいつも一致するものか、しないのか。認定があつても認可するしないのか、自由裁量の余地がまだ残つておるのか。法律の読み方としていたしましては、認定がありましても、認可するしないかという自由裁量の余地は十分あると思うのであります。この立案に際してどういふことを考へておられたのかというところをまずお伺ひたいのであります。

問があつたようでありまして、認可は所管大臣により、認定は公正取引委員会という形に相なつておるのであります。ところが第五項になりまして、最初の認定をして主務大臣が認可をし、その後いよいよカルテルをやつておる間に、認定要件に変更があるかどうか。認定要件の変更の認定を主務大臣に譲つておるのであります。第五項はそういう規定に相なつておるようでありまして、ここで認可と認定とを二つの官庁でやる、あるいは認可にあつては公正取引委員会がやる。事後は通産大臣がやるという規定に相なつておるようでありまして、これをまとめていざれかにきめるとか、あるいはまた認定という行為が必要でないのじやないかと私は思ふのであります。この第四項ないし第五項との関係は、なぜそういうふうにいふやうなものと先とによつて認定権者をかえておるか。もちろんほかの条文におきまして、公正取引委員会は必要に応じて、要件を欠いておるといふことを通知するといふか、いわゆる意見を提出することができるといふにはなつておりますが、少くとも四項と五項とのつり合ひの問題をどう考へておるか。私は産業政策上、この不況カルテルを認めるとするならば、ここに規定したとおりです。

す認定諸要件といふものは、大體はつきりしておるものではないか。特に公正取引委員会の独自の、それ自身の認定を経なければならぬといふものでもなからうと思ふのであります。その証拠に先ほど申し上げましたように、第五項において通産大臣の認定権をまず認めておるといふところから見て私

は言ひ得ると思ふ。そういったしますと、行政の簡素化の上から見まして、この認定行為といふものをやめてもしかるべきではないかと私は思ふのであります。まずその点についての御意見を承りたいと思ふのであります。

○横田政府委員 この認定と認可がダブリますことによつて、いろいろ問題があり得ることは先般の委員会でも、いろいろ御指摘をいただいた点でございまして、公正取引委員会が認定をした場合にでも、主務大臣がこれを認可しないことがあり得るかというお話でございまして、この点は先般通産省の方から、そういう場合のあることを申し上げたようでございまして、これは結局認可につきましても、はつきりした基準がここに示されておりました。結局主務大臣の認可の基準は何かということに問題が来ると思ふのであります。私の考えを申し上げますと、この基準は公正取引委員会の認定のところに規定をしてございまして、今お示しの五項あたりから、逆に考えますと、やはりこれは主務大臣の認可の基準でもあるやうに思ふのであります。つまり一つの事柄を、公正取引委員会は独占禁止法の観点から、カルテルの弊害をできる限り除去しようという立場から觀察いたしますと、通産省の方はどちらかといひますと、カルテルのよい面と申しますか、そちらに独占禁止法をはずしてまでもこれを認めた方がよいか、あるいは認めていいのではないか。そういう観点から同じ要件をながめましますと、そこに見解の相違が出て来る場合があり得ると思ふのであります。しかしこれは実際上の問題として考えますと、公正取引委員会が非常に

厳格に調べて認定をいたしましたものを、通産大臣が不認可をするといふやうなことはほとんど考えられないこととございまして、その点は公取の認定があれば必ず認可がある、そういう動きになると私は見ております。

それから第五項の認可の変更、または取消しの問題であります。これは主務大臣がやはりかつてにできないのでございまして、これは四項の規定をございまして、四項の後段でございまして、「次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。」といふのも、やはり公正取引委員会の認定を経なければならぬということになつておりますので、この点は最初の認定をする場合も、変更する場合も、取消する場合も、すべて公正取引委員会の認定ということが前提になつております。

○小笠委員 認定の一つの要件に該当するかどうかという認定を、公正取引委員会は本法の運用、運用上の見地から、片方は産業政策上から見ると、見方が違つて来るおそれがあるのだ、こういうお話であります。私は法律がきまつた以上、公正取引委員会が見ようといふ政府の部局が見よう、大體同一であるべきだと思ふのであります。特に産業政策の上から見て必要という認定が基本をくずさなければ、その運用といふものは当然運用面に出て来る、實際面に出て来ることは同じだと思ふ。そういうような意味から見ますと、認定と認可を別々にやらなければならぬといふことが私には了解ができませんのであります。しかしこの点はそれくらいでけつこうであります。同じく二十四条の四に参りまして、

第二項であります。先般も長谷川委員から御質問があつたやうであります。が、「副産物、くず若しくは廢物の利用若しくは購入に係る共同行為をしよ」とするときは「云々」と書いてあります。このくずといふ場合に、いわゆるくず鉄を含むといふ御答弁が先般あつたやうであります。もし製鉄会社の主原料たるくず鉄の購入について共同行為を認める、たま／＼一つの特定事業の原料が自然発生的にできる原料を主として使うがゆゑに、購入について共同行為を認めるのだ、綿糸紡績において、綿が新しくないから、その購入について共同行為を認めないといふことは、そこに経済的にどれだけの差があるか、たま／＼その主原料が自然発生的であるといふことだけで、原料の購入に関する共同行為を認める、あるいは認めないといふ立法をすることがはたして適當であるかどうか、私は問題だと思ふのであります。一つの企業の立場から見れば、主原料の購入について共同行為を認めるとすれば、はつきり勇敢に認めた方がよいのではないかと、いんやんくず鉄におきましては、自然発生的とは申しますが、おおむね輸入に多く依存し、また国内におきましても終戦後くず鉄をわざ／＼作成しておる、くず鉄をつくるために多くの労力、資金を投じてやつたことは、われわれの記憶に新しいところでありまして、こういうような点から考えますと、ここにくずといふ觀念において製鉄会社だけに主原料の購入に関する共同行為を認めるというならば、一歩進めてくず原料の購入に関する共同行為も認めてしかるべきではないかと私は考へるのであります。なぜくず

に限つたか、その理由を伺いたないのであります。

○横田政府委員 このくずでございませうが、これは先般も申し上げましたように、大鉄くず鉄のごときものを予想されておるわけでございますが、結局その前にございませう副産物であるとか、くずというふうなもの、今仰せられましたように、自然発生的なものである。従いまして、いわゆる需要供給の原則によりまして、需要が多くなつたから特にそのものが多く生産されるというふうな性質のものではない。一般の普通の原料とは、非常に違つた性格を持つております。従いまして、たとへばくず鉄について申し上げますれば、いろ／＼な鉄を材料といたしまする生産会社におきまして、くずが生じた場合に、それをさらに製鉄業の方に還元いたしましたので、それがまた新しく生産の材料となつて流れて行くというふうな一環の流れをスムーズにいたしますために、この購入に關しまして、ある程度の共同行為を認めるということが、むしろ製鉄業なり、あるいは製鉄業のつくり出すものを原料としまして、さらにいろ／＼二次、三次の製品をつくる事業自体にも、よい結果をもたらすというふうに考えられますので、特にこういう取扱ひにいたしましたわけでございます。もちろんその間に、くずを販売いたしました専門の商社と、いうようなものが考えられるかもしれないが、これは普通の原料を扱ひますものと、非常に性格の違つたもののように思ひますので、特にそういう人たちの立場を、普通の原料を扱ひます商社と同じように考えるわけには行かないと存じます。しかしながらやは

りその場合におきましても、いろ／＼な弊害が考えられるわけでございますが、この弊害を除去する方法が適当にございませうれば、今申しましたような特殊なものにつきましても、共同行為を認めようというものが、二十四条の四の合理化カルテルの中に、あえてこういうものを入れた趣旨でございませう。その弊害の除去といたしましては、第三項におきまして、一般消費者なり、あるいは関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものであるというふうな、いろ／＼な制限を設けておりますので、この面におきまして、いろ／＼な弊害がある程度除去せられると思ひます。

なお、こういうことを認める以上は、さらに進んで原材料すべてについて共同購入を認めるべきではないかというお話でございませうが、それはやはりこのカルテルというものを必要最小限度にとどめて行くという面からいたしますと、それこそいろ／＼な弊害がございまして、とうてい原則的に認めることは困難だと思ひます。

○小笠委員 くだいようであります。が、今の製鉄会社におけるくず鉄が、いわゆる資源の循環によつて経済効率を上げるから、そのためにこれを認めたのだ、こういう御説明に拜聴いたしましたのでありますが、日本の現状を見ますとき、製鉄原料としてのくず鉄が、国内資源にのみ依存してゐるとお考えになるのはおかしい。これは広く輸入にまつておるのであります。そこで先ほども製鉄会社のくず鉄だけに認めることが、必要最小限度という意味において意當だ、ほかの原材料を認めると、いろ／＼な不都合が出て来る、

こういう御説明のようであります。三項においていろ／＼な条件が書いてあるが、これは全部に共通することでありませう。これは當然であります。経済的に見まして、製鉄会社の主原料だけ、その購入について共同行為を認める必要最小限度の必要というものはどこにあるのか、日本の経済の構成の上から見て、鉄だけを最優先にしなければならぬといううりくつがどこにあるのか、私は御説明が納得しかねるのであります。

○横田政府委員 ただいま主として鉄をとつて申し上げたのでございませうが、この規定の趣旨は、必ずしもくず鉄だけに限らないわけでございます。それでは何かあるかと仰せられると、今私はすぐどこで何というお答えをする用意はございませう。しかし特に製鉄だけを重く見てこうしたというほどの理由はなかりと思ひます。もちろん製鉄事業というものは、産業の中で非常に重要なものであることはもちろんでございますが、特にそこにこだわつておるわけではございませう。

○小笠委員 私はただいまの問題は、御説明が十分納得いたしかねるのであります。が、こゝで打切ることに入りたいと思ひます。次回に手を入れるような場合においては、いさし経済的な観点からこの字句を選んでいただきたいという希望を申し添えておきたいと思ひます。

続いて、同条第三項の第五号につきましても、生産分野の協定ができるということに相なつておるのであります。が、この生産分野の協定をする場合に、「不当に特定の事業者に集中するものでないこと」、これはわかつたよ

うであります。が、「不当に」というのはどういう意味を考へておられますか。これは非常に組合せがむづかしいのであります。が、いかなる場合が不当になるのかというところをお示しを願ひたいのであります。

○横田政府委員 この生産品種の制限という事柄は、合理化カルテルの中のかのいろ／＼な場合と違ひまして、その内容いかんによりましては、いろ／＼な弊害が考えられるのでございませう。この生産品種の制限を加へました根本の理由は、かつて委員会でも申し上げたかと存じますが、たとえばベアリングとか、あるいはミシン、あるいは写真機、あるいは染料といったような特殊の産業につきまして、各事業者が各種多様の製品をつくつておるのでございませう。ベアリングに至りましては数十社によつて数千種の型のものがつくられ、しかもそれをみんなが競争でつくつておる。競争ははなはだけつこうでございませうが、しかしそれだけの種類のものを、非常にコストも安く、また品質のいいものをどの各社もつくるといふことは、非常に困難に思われるのでございませう。これはもちろん国家の統制でもつて、そういう無秩序なる生産を制限する方法もございませうが、しかしながら事業者の話し合いによつて、おの／＼が得意といたしまする数種あるいは数十種というものを、つくり、それによつてコストの引下げもはかり、自信のある、品質のいいものをつくつて行くことが、産業合理化に非常に役立つというふうな考えられるわけでございます。従ひまして、いろ／＼な弊害も考えられながら、この生産品種の制限というところを、合理化カ

ルテルの中に入れたわけでございます。その弊害をいたしまして考えられるものは、今申しました品種の制限が非常に片寄つて参りました。たとえばある種の産業に有利な品種ばかり集まつて行く。これはカルテルでございませうから、そういうことは認めなければ、いいじやないかというところになるかもいれませんが、力加減でいろ／＼そういうことが行われる。あるいは背後におりますところの原材料を供給するものの力が、下位段階の産業に及びまして、そこにあまり好ましくない品種の選定が行われるというふうなことも、十分に考えられるわけでございます。そういうふうな特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するというふうになりませうと、いわゆる競争によつていい品種ができて行くことが非常に阻害されまして、結局独占価格というふうなもの、そこに自然に出て参る。こうなつては困るというところからいたしまして、今申しましたような弊害のない程度において生産分野の分割をいたすという趣旨におきまして、この第五項を設けたのでございませう。

○小笠委員 私は第五項を設けました趣旨はまづたしかるものであります。が、ここに書いてあります「特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと」、この「不当」というのは、ほかの条文における不当と場合が違ふと思ひます。この「不当」の認定というものがアンビギュアスリーになると私は思ひます。そうすると、いわゆる生産分野の協定というものは安心して行くのではないか。ここで当然に特定優秀企業で各品種の生産をさせて行くことに相なる

のでありますから、この「不当」の意味をはつきりさせておいていただくことが、本項の活用という意味において、安心して活用ができるのではないかと考えるのであります。そういう意味におきまして、私はいかなる場合が不当であるかということをはつきりさせておいていただきたいと思います。こういう趣旨であります。

○横田政府委員 これはほかの場合と同じでございますが、「不当」という言葉の具体的な内容というものは個々の場合に即して決定しなければならぬと思います。われ／＼が合理化カルテルを認可制にかけましたゆえにも、この解釈を普通一般事業者にまかせておきますと、これは決して不当でないといふことで、どんな／＼品種の制限を行われるといふことは困りますので、やはりそこは認可といふことにいたしました。その際に諸般の事情をしんじやういたしました公正取引委員会及び通商省という両方の立場からその問題を検討して、認可をして参るといふことにいたしましたと考えております。

○小笠委員 これはお願いであります。この法案を通じて不当あるいは不正だからというふうな言葉が非常に多いのであります。これは認可にかけおけるのだから、認可のときに判断するのだ、こういう御答弁であります。しかしながらこの法律に従つて準備する事業者の立場を見ますと、いかなる場合が不当であり、不正であるかといふような具体的なケースを示しておくことが親切だと思ひます。特に独占禁止法というものが非常に難解な法律でありますだけに、行政官庁の自由裁量の余地が非常に多いために、その

自由裁量の余地をできるだけ少なくするように、不当だとか不正だとかいふ言葉を明示しておいてほしいといふことをお願い申し上げます。私の質問を終ります。

○山本(勝)委員 関連して……不当とかあるいは不正といふことがこの法律にやたらに使われておる。實際国民の立場から見ると、これが任意に決定されるということになると、経済行為において非常に不安に陥るといふことであります。そこで委員長の御答弁を聞いておつて、独占価格が成立するようなきは不当だといふふうなことに解釈しておられるのじやないかと思はれる言葉が今ありました。その独占価格といふのは、一般のほかの事業の平均の利潤率に比べてもつと高い利潤率を得るようになった場合に、それを独占価格と見られるのかどうか。つまり一般の事業者なら、競争の行われておる事業で、五分なら五分の利潤率の場合に、特にカルテルを結んでやつたために六分とか七分とかの利潤をあげておるような場合は、それは不当と見るというのか、独占価格という意味をはつきりしてもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○横田政府委員 私の使いました用語は多少不用意であつたかも知れませんが、私の申します意味は、結局有効な競争があれば、そこにやたらな価格といふものは出て来ないわけでございます。それが今申しましたような生産分野の配分をいたしました結果、その後競争が非常に阻害せられまして、その結果、今申しましたような他の競争者の価格を考慮しないで、かつてに価格を

きめられるような状態が出ては困る。そこを未然に適當な形には有効な競争が残るような形において生産分野の協定を認めて行こうといふことでございます。

○山本(勝)委員 具体的に例を引いてお尋ねいたします。その方がはつきりすると思ひますが、たとえばあるところで二つの船会社が競争するという場合を考えると、御承知の通り船そのものが二十年なら二十年間は持つといふことになりまして、その船そのものの償却といふものは二十年の間にすればよろしいので、さしたつて償却しなくてもよろしい。港につないでおきまして、腐るものは腐る。従つて動かした方がよろしいか、それとも港につないでいた方がよろしいか、こういうことを船会社が決定して考えたときに、船そのものはもうすでに資本を投じているのですから、これは港につないでいても悪くなるものは悪くなる、むしろ動かした方が船のためによろしい。つまりさしたつて港につないでおけばいい費用、たとえば船員の費用とか、あるいは石炭代であるとか、あるいはお客の食費であるとか、そういうものは港につないでおけばいいので、ですから港につないでなければならぬが、動かすために特にいる費用を償う程度の船賃、それを償つてなお若干でもそこに剰余が出て来るという程度の船賃でありますから——言いかえてみますと、船そのものの償却はその船賃ではできないけれども、さしたつて動かすためにいる費用を償つてなお若干の剰余が出るという場合には、船会社としてはつないでおくよりもむしろ動かしていた方が

得である。そういう関係で二つの船会社が競争いたしますと、必ず甲の船会社も乙の船会社もさしたつて動かすことによつて費用——専門的に申しますと、直接費と申しますか、その直接費を償つて多少の剰余が出れば、間接費を償うだけの価格でなくても動かす。従つて両方とも動かす結果として、これまでの事例から見まして、船会社が競争すると、必ず安い船賃で食べさせて、さらに手ぬぐいを景品につけて競争する、その結果いつまでたつても両方の会社は船そのものに対して投じた費用の償却はできない。二十一年間に償却すればよろしいのだから、さしたつては動かした方が得で、動かさなければならぬ、両方とも償却ができませんけれども、両方とも償却ができませんでいくという事態が生じて来る。そういうときにやむを得ずカルテルを結んで船賃の協定をする。そうしなければ、両方とも直接費は償うことができませんし、また船会社は船は腐るのではありませんからつづければいけませんけれども、その固定資本の償却ができない。こういうときのカルテルといふものは不当と見ないのか、これは重大な問題だと思ふ。一体カルテルができても、しかもそれがつづけないで行われて行くという場合は、實際問題として背に腹はかえられぬ。つまり固定資本の大きい事業といふものは競争すれば固定資本の回収ができないといふことから、背に腹はかえられぬ場合にカルテルは持続するといふのが實際の常であつて、固定資本の小さな事業といふものは、何べんカルテルを結んでも、まして、なくてもどうにかやつて行きますものだから、實際はカルテル

がつづけてしまふ。ですから不当といふ解釈が非常に幅が広くて、もしこれをただ競争を制限するのは、不当だとかいふような簡単なことで扱つたら、それこそ収拾がつかぬことになるのではないかと、こういうふうに思ひます。いかがでしょうか。

○横田政府委員 今お話の海運業につきましては、ただいまお示しのようないろ／＼な弊害を伴いがちな事業でございますので、すでに御承知のように海上運送法という法律によりまして、カルテルをある一定の条件のもとに堂々と認めてあるわけでございます。私どもは大体カルテルを悪という原則には立ちますが、しかしその特殊の場合あるいは非常な場合につきましては、これに對してはつきりした形で適用除外を認めて行くといふことに對しては、いささか異議をさしはさんでおらぬわけでありまして、今の海上運送法あるいはその他相当たくさん適用除外のものが別の法律をもつてはつきりできております。そのものにつきましてはそれでよろしいのでございまして、その問題につきましても、たとえばよく財界で申しておりますように、国民経済上必要がある場合はカルテルがよろしいといふようなそういう漠然たることは私どもは決して認めることはできないのでございまして、今申ししておりますような、その業種の実態を見つめながらそれをはつきりした形で抜いて行くといふことに對しては、決して反対ではないと考えております。

○山本(勝)委員 一つだけ聞きますが、カルテルを結んでやつて、普通の

平均の利潤を得ようなどとは不当と見ないのですか。つまりはかの一般競争が行われておるような事業の利潤率が一般に五分なら五分のときに、ある事業がカルテルを結んで、そのときの普通の利潤率を得る程度でやつておるときは、不当でないのかあるいは不当か、そこです。

○横田政府委員 その利潤率が適正であるか不適正であるかということだけでは問題がきまらないかと存じます。これは要するにこの合理化カルテルの場合でも一応の要件がございますし、その後に至りまして、その要件のかわりました場合にはその認可を取消す。結局問題はそれらの要件の問題につながつて来るのではないかと考えるわけがあります。

○栗田委員 ただいま品種協定が問題になりましたので、ちよつとこれに関連して質問をいたします。旧改正案では技術もしくは品質の制限ということに出ておつた。ところが今度の新改正案は非常に巧妙になつて参りまして、技術もしくは生産品種の制限というふうにかつておるのであります。すなわち前の改正案は品質であるが、今度の改正案は品種となつて、種と質とかわつておるのであります。この種と質と文字は一字だけども、品種の制限というものは合理化カルテルに重要な影響を及ぼすとは私は考えております。大体前回の改正案の共同行為というものは品質の制限でありますから、これがそれほど自由競争を阻害するものではないというふうに考えておつたのであります。今度の改正案は品種の制限でありますから、生産分野の

協定までこれを認めるということになりますので、こうなりますと、独禁法の趣旨に著しく矛盾するのではないかと、かように考えるのであります。委員長の見解を承りたいと思ひます。

○横田政府委員 この規定の適用のいかんによりましては、仰せられるような御心配もあるかと存じます。但し先ほど来述べておりますような意味におきまして、この品種の制限ということが合理化の促進の面から全然認めることができないというふうにしてしまふことも少し厳格に過ぎるという気持から、今回の新しい改正案の中にこういう表現を用ひまして、この前の案のいふような商品の規格統一、標準化ということに加えて、生産分野のある意味の制限を規定したわけでござい

ます。しかしながらこの点につきましては、われ／＼も非常に問題を重要に考へておりますので、先ほど来申しますようないふ／＼なしは方々いたしまして、この適用が行き過ぎないように十分規定の上でも注意いたしましたし、今後の運用の上におきまして、もちろん十分注意をいたしたいと考へておるわけであります。

○栗田委員 おそらくこの条件を認めるとによつて、能率の高い工場に、たとえばこの工場は薄板をつくれと、この工場は棒鋼をつくれという品種配分カルテルができると考へておるのですが、この法案をつくるに、この品種協定によつて安い品物ができて、しかもその品物を安く消費者に提供できるといふ御自信がはたしてあつたかどうかを伺ひたい。

○横田政府委員 私自身にそこまでの見通しがあるかということになりますと、はつきり申し上げられるだけの自信がないかもしれません。しかしこの点は結局業界の今後の動きにまたなればならぬと思ひます。そういう弊害面につきましては、消極的ではあります。できる限りの努力はいたしたいと考へております。

○栗田委員 この品種協定によつて能率の高い工場にある特定の品物が集中されますので、その結果もちろん能率は上ると思ひますが、必ずしもこれによつて販売価格が下るといふことは保証できません。いわゆる独占になりま

すから、能率は上るけれども、逆に販売価格を引上げるということも私は予想されるのであります。この点に關しまして委員長はどう考へておられますか。

○横田政府委員 この制度の本来のねらいは、価格の下る点あるいは品質がよくなる点でございまして、もし仰せられますような反対の結果がこれによつて生じますれば、それは決して合理化カルテルではなく、もちろんその場合には、そのようなカルテルはなかつたということに当然ならなければならぬということになります。

○栗田委員 さらに生産が一工場に集中することによつて、当初は非常に生産過程が合理化されたように思ひますが、これに思ひがたに思ひがた、これによつて競争相手がなくなつてしまふので、工場の合理化意識というものがこれのために非常になくなつて来る、こういうふうな危険が私は感ぜられるのであります。この点はどのように考へておるか。

○横田政府委員 そういふ危険は大いにあります。私は考へております。ただここに非常に役に立つ面を生かすというところが、先ほどから申しておりました。この法律のねらいでありまして、そういう弊害が生ずるような場合は予想いたしておらないのでござい

ます。

○栗田委員 ではもう一つ聞きます。が、今生産の品種の制限をする、当然これは品種配分カルテルというのをやる。たとえばお前の工場はこういうものをつくれ、あるいはこの工場はこういうものをつくれというけれども、工場というものは非常に多種目の品物をつくつておる。どこの工場もなるべくもうかる、非常にいい仕事をやりたがるといふことになりまふので、今までの歴史から見て、品種配分カルテルというものはなかなかうまく行きませう。うまく行かないので結局どうかと

いうと、そこで大企業が非常に圧力を加えて来る。そして品種配分カルテルを成功させるというふうなことも出て来るし、あるいは行政官庁が上から圧力を加えて、会社を呼んででも、お前のところは何でもこれをやれ、お前のところはこれをやれというふうな、強制的な措置をするということになりまふ。あの戦時の統制経済下に行われたいわゆる中小企業の整備というふうな生産方式でもわれ／＼は考へられるのであります。この点に關してどのような考へを持っておられますか。

○横田政府委員 私はそういうふうな大企業のバックがあるために、今申し上げましたようなおもしろくない品種の配分というものが行われる危険があることも十分考へております。

○横田政府委員 これは先ほどちよつと申し上げましたが、大体われ／＼がここで予想しておりますのは、製鉄三社が品種の配分をするというふうなことを考へておらないのでございまして、いろいろ通産省方面から事業界の実情をいたしまして私どもが聞いてお

従ひましてこの合理化の規定にはかなり小やかましいくらいいろいろ／＼な制限が規定してございまして、結局あとはこの規定の運用の問題ということになるかと存じます。この点は繰返して申し上げておりますように、私どももいたしましては、その濫用の防止につきましては、運用面におきまして大いに注意をいたしたいと考へております。

り、私たちもなるほどそうであるといふふうに考えておられますものは、先ほど例にあげましたベアリング製造業界あるいは写真機の生産、ミシン、染料というふうなものが現実に問題になつていふようになっています、これはあまり多くの業者が、ベアリングに至りましては数千種の型のものを相競つてつくつていふというふうな非常に混乱した状態がございまして、この際徹底的にこれをやります場合には、もちろん一つの統制というふうな形で行くべきであるかもしれませんが、業者の話し合いで円満に行くものであれば、このカルテルの形式によつて、しかも役所の認可を受けるという形において、ある程度これを整理し、お互いにコストを引下げ、よい製品をつくる、こういう道をこの際つくるべきではないかというものが、今度多少の変更を加えた理由でございます。

○中村(時)委員 関連して、今お話を聞いておつて実は驚いてゐるわけですが、今のようないふ感覚から行けば、必ず分業が起つて来ると思ひます。分業が起りますれば、次には必ず生産割当のやうな姿が業者間に現れる。そのやうな姿がおそらく栗田委員の一番心配していらつしやる点ではないかと思ふ。すなわちそういう姿になつた場合に、せつかくこれをつくつても、独禁法と完全に反する行為として現れて来るわけですが、そういうものに對する裏づけが何にもないわけですが、そうなつて来れば、最後には昔やつた生産割当というやうな方式が生れて来るのではないかと思ふのですが、そういう危惧は一つもありませんか、そういうか。

する、あるいは危険が、非常に読みを深くして参りますればあるかもしれませんが、少くともこの改正案におきましてはそういうことは全然考へておらぬわけでございます。またそういう生産割当というやうなことに問題が發展して参りますれば、これは独禁法上また他のいふ／＼な規定の制約に觸れて参るわけでありまゝから、その場合の措置はそちらの方の規定で適当に規制できることと思ひます。

○栗田委員 再販価格維持契約であります、私は前の旧改正案と對照するわけではありませんが、前国会に出された改正案を見ると、「国内において広く認識された氏名、名称、商号、商標又は標章を使用し、」とありまして、商標といふことが再販価格維持契約を讀んだ場合にすぐ理解されるのであります、今度の改正案にはこれが全部削除されてあるのであります。外圍あたりのこの再販価格維持契約の立法を見ましても、冒頭にどういふことを書いてあるかといふと、商標または商標権者の名称を付すといふことが書いてあるものであります、私は前の方が非常にわかりやすいのであります。特に今度の場合、外國の例等を引きましてもかえつてわかりにくくなつたのです、これを削つたといふことはどういふことか、その間の経緯を承りたりと思ひます。

からいたしまして、こういうきわめて簡素な形にかえたわけでありまゝ。實際契約が行われますのは、今お示しの、そういう商標権なり、その他はつきりしたしるしを伴つておるものであるといふことに當然なと思ふのでございませう。それともう一つはこの前の国会でありましたか、そういう商標があるといふやうなことは、結局非常に大メーカーなり、非常に有力なメーカーの場合がやうなものであつて、そうでない者については、再販価格維持ができないといふことは、非常に差別待遇ではないかといふやうなお話もありましたので、かた／＼そういう趣旨を含めまして、この規定の上からはそういう言葉を一応とりましたが、實質におきましてはこの前の規定とかわらないつもりでございます。

○栗田委員 それからも一つ、第三項ですが、「第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。」これも今度新しく加つたのですが、これはどういふことですか。

○栗田委員 これは前にも、そういう趣旨で指定するといふことは前の条文にもありましたが、はつきりさせる意味で指定の方法までも書きましたのが今度の新しい規定であります。告示によつてこれを行うといふ点が、この前のつけ加えられてはつきりしたわけでありまゝ。

○栗田委員 そうすると現実問題として、この維持契約といふのは、結局生産者と卸売業者を結び、それから今度は卸売業者は小売業者と結び、こういう二本建になりますか、實際これを実行する上においてどうなりますか。

○栗田委員 これは實質的には生産業者が、あるいはその生産業者に非常に密着しておるものと、あるいは生産業者の販売部門とでも称しますやうな、販売業者と小売業者が、實質的にはつながるということになるのでございませう。ただ事實上の契約の態様におきましては、生産業者と卸売業者、卸売業者と小売業者といふ形になつて価格が維持されるということもありまゝ、また直接生産業者に對して小売業者が一札を差入れるという場合もあり得るかと思ひます。その形のところはわれ／＼はあまり問わないのでございませう。實質的にいふと維持契約といふものが、生産者並びに中間の販賣業者、その下の小売業者といふ縦の段階において維持せられて行くといふ實質を把握して、この問題を見て行きたいと思つておるわけでありまゝ。

○栗田委員 そうするとこの場合縦断的な連繫契約、生産業者と卸売業者、あるいは卸売業者と小売業者で再販価格維持契約を結んだ場合に、この契約に違反した場合においては違約金を納めるといふやうな契約をいたしまして、これはさしつかえありませんか。

○栗田委員 この前の改正案ではやや不明瞭な点がありまして、今度の改正案ではその点がある意味において非常にはつきりさせたわけでありまゝ。と申しますのは、前回はこれを維持するためにする契約といふやうになつておりましたのを維持するためにする正当な行為といふやうに改めまして、結局その価格を守らないといふ場合に對していふ／＼な制裁を加える、あるいはそれを破つた場合には

取引を停止するといふやうな、普通の場合ならば不正取引方法といふやうなことに該当する行為もこの再販価格維持の制度に基いて行われます場合には、それを許可し得る、こういうことをはつきり出したわけでありまして、従ひまして契約の中に、これが公序良俗に反するやうなものは困るかと思ひますが、そうでない範圍において適当な制裁を規定するといふことはもちろん許されることと思ひます。

○栗田委員 そういたしますと、この再販価格維持契約を結ぶのには別に公取の認可をもらわねども、業者同士で契約を結んでそれを公取に報告すればいいわけですか。

○栗田委員 そうなつて来ると、問題は維持契約を結ばなかつた、いわゆる他の小売業者といふものの非契約者の拘束といふことはどうですか。

○栗田委員 非契約者は別に拘束は受けないわけでありまゝ。これは御承知のアメリカのノンサイナー・クロウズといふやうな、契約をしない者も生産業者の指定した価格に縛られるといふやうな、そこまでは今回の法律は行つておりません。ただこういう点はありますので、お前には品物を渡してやらぬといふやうなことが今度の改正法によりまゝとつとつと認められることになりまゝです、結局實質的にはその品物を扱いたければ契約をしてその拘束を受ける、こういう点がございませう。契約をしない限りは縛られないといふ点はアメリカの法律と多少違つた点であります。

○栗田委員 再販価格維持契約を結

ぶ以上はやはり非契約者も拘束する制度の方が、いわゆるアメリカの行き方の方がむしろ再販売価格維持契約の効果を上げることができるのではないか、いわゆる公取が認定をいたしたものに對しては自動的にこの最低の販売価格というものを守らなければならぬ、いわゆる小売価格というものを破壊したものは不正競争であつて、これは悪いというような印象を与える再販

売価維持契約の方が効果があると私は考えているのです。そこでこの再販売価格維持契約をやたらに結ばれてしまう一種の昔のマル公みたいになるという一つの危険があるとは思うのです。そこで一体この再販売価格というものが実施された場合において、医薬品及び化粧品はもちろんでありますけれども、大体その他の商品でどういうものが再販売価格維持契約を結ばれるであろうか。その商品というものは一体全商品の何パーセントに相当するか、あるいはその商品は点数にしたならば大体何点くらいであるかというようなことを御研究なさつてこの立法を行つたかどうか、この点に關しまして御所見を伺いたいと思います。

○横田政務委員　その点につきまして、は、相当詳しくいろいろ調べてございます。私から申し上げますよりもちようどその点を特に担当して研究しております者が参っておりますので、詳しいことは必要でございましたらそちらからお答えさせていただきたいと思えます。要するに今非常にやかましくこの制度を希望しておりますものは、化粧品、医薬品等でございますが、そのほかあるいはカン詰類その他の食料品というようなものについてもそういう

動きがあるように聞いております。前回提案いたしました際にも、私の説明がいろいろ不足いたしておりました結果、誤解をお招きいたしましたのでございますが、この提案前から非常にこの点は事務当局方面におきましてはよく研究しております、単に外国の制度であるいは一部の人の声だけによつてこの制度を改正案の中に盛り込んだものではないのでございます。

○丸山説明員　ただいま再販売価格維持制度を実際に行っている業種もたくさんあるわけですが、この法律の中にも、出版物、著作物等については別の取扱いになっておりますように、新聞それから雑誌、図書等はすべて定価制度というものが維持されておりました。定価の割引ということとはほとんどないのでございます。そのほかにレコード等におきましてもほとんど定価制度が維持されているわけでございます。化粧品につきましても一部に於いてはチエン・ストアー組織等によりまして、小売業者の最低マージンというものを保証するような制度がとられているわけでございますが、現行独禁法のもとにおきましては、委託販売

の場合は別といたしまして、売り切りで行きます場合には、相手方の他に売る価格、つまり転売、再販売価格を一々さしずけることは、不当なる拘束条件をつけて相手と取引するという条項に抵触するおそれがあるのであります。過去のケースにおいては、バターそれから化粧品におきまして違反事件があつたわけであります。最近出ました医薬品の例もあるわけでございまして、新聞等でもこういうのを取締るのは行き過ぎではないかというようない

ろいヌな批判もあつたわけでありま
す。現在想像されますのは、今申し上
げたように、化粧品、医薬品、パタ
ーあるいはカン詰、食糧、こういうもの
で、すべてやはり商標制度が発達して
いる商品でありまして、はかり売りの
ように、その品質のはつきりしないも
の、こういうものは適用がないわけ
であります。そのほか指定制度が実
施されるというしまして、指定の申請
が来る

るものと想像されますものとしては、
しょうゆ、それから今まであるレコー
ド、それから電気器具、非常に安い電
球とか電熱器とか、あるいは場合によ
つてはラジオ、こういうようなもので
指定の申請が予想されるわけでありま
す。しかしながらこれらの指定の申請
がありまして、これを無条件に全部
指定するわけではないのでありまし
て、この法律案に出ておりますよう
に、その業界、特に銘柄がメーカーの
間において非常に競争が行われている
場合に限つて指定をして行くという制
度でございまして、決してその独占価
格を、利用者本位のマル公価格を消費
者に押しつけて行くことまでも
やろうとしているわけじゃないのであ

ります。化粧品のごときは非常にメーカーの数が多くて、その一番大きな業者でも全国生産量の一割を越えるものはほとんどないというような状態でありまして、どちらかといえば中小メーカーがお互いに競つているというような薬種でございます。これに比べて、たとえば写真の感光材のフィルムということになりますと、これは写真材料商の組合等で、要するに独禁法の二十四条の協同組合ができて何か協定をしているようにも見受けられるのです。

が、写真フィルムなどになりますと、非常に集中が進んでおまして、わずかに二社ないし三社でフィルムが生産されている。こういうようなものはやはり独占価格が維持されやすいのでありまして、こういうものについては指定についてよほど考えなければならぬ。そういうふうな基準によつてやつて行くようになりますと、先ほど抽象的に申し上げたように、主として大メーカーの

品工業、こういうものが対象になると
思います。

○栗田委員 私はこの法案をいよいよに
読んでみると、再販売価格維持契約で
もそうでありまして、あるいは不況カ
ルテル、合理化カルテルでもそうです
が、いろいろな思想がこの中に入り込
んでいる。これはどこかに非常な圧力
がかかつて来ると、これを改正するの
にその都度妥協してこの法案をつくり
上げたのじやないかというふうなにお
いが非常に出て来るのであります。な
どえは今の再販売維持契約でも、この
適用除外として、あるいは消費協同組
合であるとか、そういうものの適用を
除外したということは、この再販売

格維持契約の効果というものを非常にそこなわれることになるのであります。が、この点はどうのように考えておりますか。

○横田政府委員 この点け実は前国会におきまして、もしこの再販売価格維持制度というものを厳格に行うということになりましたれば、一方におきまして一般消費者の利益が不当に害せられるおそれがありはしないかということと、並びに消費生活協同組合その他のいわゆる協同組合あるいは労働組合等

において現に行つておりますいわけゆる厚生施設としてのいろいろ／＼な物資の供給というようなことに支障が参りました、こういう組合制度そのものの本質にも反して来はしないかというふうな御批判がございましたので、この点はこの前の法案のときには、私は今度の法案ほど拘束的な制度として理解してゐなかつた關係から、そういうものについてはもちろんメーカーの方の良識

によつて、そういう特殊の団体に對しては別の價格をもつて契約をするといふことは、何もこの法律は禁止しておかないのであります。その点はそれほど御心配はないのではないかと、さうに申し上げたのであります。が、しかしその後だん／＼考へてみまして、どうしてもこの制度を維持する以上は、先ほど申し上げましたようなはつきりした定款を守らなければいけないといふところまで参りませんと意味をなしませんので、一方におきましてはさういふふうにはつきり割切りますと同時に、さうなりますとますます／＼さういふ組合制度等の上にいる／＼支障が参りますので、この一項を設けまして、ここに並べましたような特別な法律によつて、

つて、員外利用等がかなり法律の規定なりあるいは定款の規定等によつて規制せられておりますものについてだけ、販売価格による拘束ということを認めないというふうにいいたしただけでございます。

○粟田委員　私は消費組合なりこういう組合は、やはり適用除外にしてはいいけないというふうに考へておるのであります。最近小売業者から非常に陳情が参りますが、特に一番小売業者が被害を受けておるのは、八幡製鉄の購買

会の問題であります。この八幡製鉄の購買会等は、百円の原価の商品を百五円くらいで売つておるのであります。とてもこれでは中小企業者は太刀打ちができないのであります。非常に参加してゐるのではありません。私は、中小企業、零細業者を助けてやるという趣旨の再販売価格維持契約であるならば、消費組合というものはやはり適用除外ではなくて、これもやはり厳密に実施することにして——消費組合も何も通りがかりのお客様に品物を売るのはないのではありませんから、品物を買つたお客様に対しては、あるいは優待券をやるとかあるいはクーポン券をやるとかあるいはいわゆるイギリスで今日やつておりました非常に成功しておる延期割引制度というものも、私はこの際やつてみた方がいじやないか、こういうふうに考えておるのであります。その点はどうかでありますか。

○横田政府委員 たいいま八幡の購買会のお話でしたが、そういうものは今度のこの新しい一項によつて、消費組合など同一の取扱いは受けられないのであります。つまりそういうものはやはりメーカーから指定された価格を守らなければならぬというふうに考えておるのであります。この点は、すでにこういう私的の、法律に基きません各会社が行いますような購買会におきましては、そこに一定の制約がない結果、場合によりましては一般市中等へ店を設け、一般の市民に、たゞいま仰せられましたような安い価格でど／＼売る。そのために、小売業者が非常な迷惑をこうむつて来ておるといふ事例がございま

す。なおこれは八幡ばかりでなく、東京の近辺その他におきましても、官庁あるいはそれに準じたところで行われております。こういう法律の規定に基かない一種の購買会のごときも、かなり買外の人を物々ど／＼売りますために、その町の近辺の小売業者が非常に困つておるといふ事例はたくさんあるのをごさいます。従いまして、今申しましたような、そういういわば私的の購買会というものは、全然この例の扱いをいたさぬことにいたしておるわけでございます。なおこの法律に基きます消費生活協同組合等につきましては、今仰せられましたような方法でその利益を還元する。定価だけは守つてもらつて、利益を何かの形式で還元するという方法ももちろん考えられるのをごさいます。これはよく考えてみますと、御承知のように剰余金の分配というふうなことももちろん法律にうたつてございます。あの場合の剰余金は、これは事業全体の上に生じて来ますものを還元するといふので、こういう定価品だけの問題ではございせんし、もし定価品だけに限つてそういう何らかの割もどしあるいはそれに類するクーポン券の発行といふことになりますと、結局これは美質的に申しますと、再販売価格維持契約の一種の脱法的な行為で、やはりそれは違反といふふうなことになるのではないかとお考えをいたします。要するに協同組合の存在理由を生かすという観点に立ちますと、やはりこれは一連の法律に基きますものを、例外にいたすのが一番妥当ではないかというふうに考えて、新しくこういうものを追加した次第であります。

○栗田委員 これはまだ日本にはないから、今のところいいのですが、百貨店のようないつに力のあるところが、有名商品をおとり販売をするために、公然と再販売価格維持契約というものを拒否するといふ非契約者が現れた場合に、これを押える手段というものを何か考へたかどうか。

○横田政府委員 この再販売価格維持の制度がアメリカに出て参りました。その原因が、実はデパートにおいて定価のついた有名商品を安売りをしまして、それによつて他の商品までも売れて、いわゆるおとり販売の方法に利用されて、一般の零細な小売業者が困つたといふところから発足してゐるようによつておるのであります。現に最近におきまして、日本のデパート等におきまして、中元大売出しというふうな意味もございまして、その中に有名品につきまして相当思い切つた値引きをいたしまして、それによつて他の品物も同様に安いのではないかと、この錯覚を、一般の人々に起させるというふうな動きが多少見えてゐるのでございします。こういうものを押えて行きたいというのが、実はこの再販売価格維持の制度でございまして、この点はメーカーがはつきりと、その自分の自信のある、また定価のついた品物についてデパートに卸します際に、これを再販売価格を維持することにいたしますれば、そういうデパートによる販売というふうなことはなくなるわけでありま

す。その意味におきまして、この制度はぜひ今後よく行へるようになつたといふことを考へております。

○栗田委員 私は今、非契約者といふものが非常に強大なときには困るのじやないかといふことを懸念したのですが、もう一つは、これは別ですが、この維持契約を結ぶ場合におきまして、小売業者といふものが非常に数が多いので、この非常に数の多い小売業者と卸業者が、一々維持契約を結ぶといふのは、非常に煩瑣であると私は思ふのですが、これをもう少し簡単に、自動的にできるというふうなことを考へなかつたかどうか、その点伺いたい。

○横田政府委員 その点は、實際の手續上の問題といたしまして、いろいろこれを実施いたしますまでに、われわれといたしましてはその業界とよく話し合ひまして、適當な方法、手続等を考へようと思つております。ことにこれは届出をとることになつておりますが、その一々の届出をとるといふことは、實際問題として非常に煩瑣でございします。その点につきましては、委員会規則によりまして、特殊な簡易な扱いをいたしたいといふ考へを持つております。

○栗田委員 そういたしまして維持契約を結びます。ところが維持契約を結んだ場合において、小売商人が濫売をいたすような場合において、第二十五條の損害賠償の「責に任ずる」といふことが適用されるかどうか。もしこれが適用されるとすれば、この損害賠償の損害基準といふものは、何によつてこれを算定するか、この点を伺います。

○横田政府委員 これは先ほどから申し上げましたように、その価格を守らないことを独占禁止法上の違法行為といふふうには見ておりません。従いまして二十五条によりまして、不当な取引制限または不公正な競争方法によつて他人に損害を加へたといふような、あの要件に当てはまつて参りませんので、これはもし何かございしますれば、一般の民法の規定によりまして損害賠償といふことにならうかと存じます。

○栗田委員 こういう場合が逆に想像されるのです。それは、小売業者の横断的な連繋がきつて強い場合であります。そのような横断的に小売業者の力が強い場合には、逆に、生産者は再販売価格維持契約というものはやりたくはないのだけれども、この商品に対して再販売価格維持契約を結ぼうじやないかといふことで、強制するような場合に、あるいはさらに小売業者が横断的に結束して、もつと小売マージンを高くないければならぬ、そういうことをしなればこの製品のボイコットをするぞといふようなことを、小売業者の団体が強かつた場合に、生産業者に申し込みといふんですか、こういうことをするといふような憂いがあるかどうか、そういうことも考へたかどうか。

○横田政府委員 日本で具体的にそういう危険があるかどうかはまだ調査しておりませんが、先例によりますと、アメリカには多少そういうような場合もあるやうであります。これがもしいわれる禁断法の不公正競争方法の一つでございしますところのボイコットに該当することになりますれば、その規定によつて処理せられ、なおこの場合は損害賠償といふ問題にも発展いたすわけでございます。

○栗田委員 最後に一点だけで終ります。あとは質問を保留いたします。八十九條の罰則であります。二項に「前項の未遂罪は、これを罰する。」と

ありますが、どうも未遂を罰するといふのは苛酷に失するものでありまして、今度の改正案にもやはり、「前項の未遂罰は、これを罰する。」とあります。が、私は未遂罪は、こういう社会情勢だから、もう罰しなくてもいいのじやないか、こういうふうな考えをしております。この点についての御見解はあつて一括してお願ひをいたします。

次に附則第三でありますが、改正案の附則第三に「この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」とあつて、いわゆる旧法を適用するといふことが出ておるのであります。私は、この旧法を適用するといふことになりまして、そこに法律的ないろいろな疑問が出て来ると思つてあります。この改正前に確定判決があつた場合、つまりこの新しい法律が施行されるまでにすでに判決が完了してあるといふものならば、これは問題ないと思ひます。第十一條の株式の保有の問題で、百分の五以上持つてはいかぬといふことでの処分をしてしまつたならば、これは問題ないと思ひます。それからその次にいまだ完了しないものがあります。これは第十五條であります。株式もしくは社債の全部もしくは一部の処分、あるいは営業の一部の譲渡を命ずることができるといふ十七條の規定によつてこれを執行する場合であります。こういうことになりまして、たとへば前の十一條では、株式の百分の五以上持つておつたものは、前にすでに処分しておりますから、問題はありません。ところがたゞ、百分の十持つておるといふと、今度の新改正法では百分の十まで持つていてもいい

のであります。しかしながら、この確定判決によつては、いわゆる旧法を適用するのでありますから、新法では百分の十まで持つていてもいいので、新法では許されるのだけれども、いまだ処分完了しておらなかつたならば、残りの百分の五も処分してこれをまた買ふといふようなことになりまして、この点が私は疑問ではないか。これが第二番であります。

第三番目は、将来に向つて効果を持続する場合であります。それは第四條であります。第四條のいわゆる共同行為によつて禁止の審決を受けた場合においては、被審人は今後こういう行為をしてはいけないといふ旧法の規定があらうので、今度の新法において不景気カルテル及び合理化カルテルを認められておるにもかかわらず、旧法によつて第四條違反を犯した者は合理化カルテルも不景気カルテルもできないといふことになりまして、非常に附則第三項は矛盾を来すのであります。この点に關しまして委員長の御見解をお伺ひいたします。

○横田政府委員 八十九條未遂罪につきましては、これは現行法の第三條違反、すなわち「私的独占又は不当な取引制限」をした者に対して現行法にあるのでございまして、この考え方は要するに、いろいろ手段によりまして私的独占を企て、あるいは不当な取引制限、カルテルを結成いたしました。が、しかしながらある定義にございまして、一定の取引分野の競争を実質的に制限するに至らなかつたといふ場合がございまして、その既遂におきかする一つ前の段階のカルテル契約をした段階といふようなところでやめまし

た場合も、やはりこれを罰するといふ趣旨でございまして、この点は考え方によりましては、きつ過ぎるという点も確かにあると思ひますが、現行私禁法の取締りを厳にして行くという立場からは、理解のできない規定ではないと思つております。

附則の第三項につきましては、なるほどおつしやいまして、多少の多少おもしろくない面もあるものでございまして、この点は第四項と比べていただきますと、結局新法を適用するの原則といひましては、審決の確定したものにすぎまして、一応審決というものがございまして、それと確定しておるのございまして、その審決を一応維持するといふ趣旨であらう原則を掲げたのであります。が、今仰せられましたやうないろいろの弊害に對しましては、今度の独占禁止法の改正によりまして、六十六條を改正いたしました。これは審決があつた後に、いろいろ経済事情の変更に限ります。諸般の情勢がかわつて参つたといふ場合に、公正取引委員会が自發的に審決を変更したり取消したりする規定でございまして、ただいま仰せられましたやうな問題は、実害のないやうに処理できるかと思ひます。実は今、旧法では違法、新法では適法といふやうに非常に割切つた例をおあげになりましたが、問題によりましては、事業者団体法の旧法に違反した、しかし今度の独占禁止法の中に盛り込まれた、事業者団体法のそれに該当する規定に當るのか當らないのかといふやうなことは、やはり一応調べてみます。はつきりしないやうな面もございまして、そう

いふやうな点をも考慮いたしまして、一応審決は維持するが、六十六條によりまして、適当に審決を取消しあるいは変更し得る、しかもこの法は被審人の利益になることでございまして、場合によりましては、審判手続といふやうなめんどうなことをしないで、簡素にこれを処理できるというやうな観点からいたしまして、六十六條に所要の改正を加えた次第でございまして、○栗田委員 あとの質問は次会に保留します。

○佐伯委員長 飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 今の栗田委員の御質問に關連して一つだけ伺ひます。再販売価格維持契約の問題ですが、この再販売価格の維持契約を結ぶか結ばないかというところは、栗田委員が指摘せられておつたように、生産業者とこれを仕入れるたよるデパートのやうなものとの資本力の違ひによつて大きな違ひが出て来ると思つて、日本におけるデパートのやうな場合には、三越とか白木屋とかいふやうなデパートについては、むしろ生産業者が三越に平身低頭して仕入れてくれることを望んで行く、白木屋についても同様だといふやうな形で、契約者は法律上は対等な契約者であつても実質的には経済關係においてははるかに差等がある、こ

ういふやうな場合にはたして再販売価格の維持契約を押しつけて行くことができるかどうか。ところがそれに比べて一般の中小企業については、生産業者の方が経済的に優位に立つておる場合が非常に多いために、この部分については再販売価格の維持契約が履行されて、こ

ういふやうなものが履行せられるのは中小企業であつて、大企業であるところのデパートその他についてはこれが實際に履行されて行かない、契約が締結されて行かない、こ

ういふやうな点も御考慮になつておられるかどうか。実は形の上では中小企業保護の規定のやうに見えながら、実は實際に運用してみると、逆になつてやせぬか、かえつて白木屋とか三越とか、それらの大資本によつて経営されておるところのデパート等による中小企業への圧迫の形が発生するんじゃないか、こ

ういふやうな点も御考慮になつておられるかどうか。こ

うに、なるほどこの制度を非常に徹底して推し進めて行きますと、あるいは今申されたようなところまで行き得るのかもしれないけれども、そこまで行くことは少し行き過ぎであるというのが、今度の改正案の考え方でございます。

○山本(勝)委員　ちよつと資料を一つ要求しておきたいのですが、先ほど配つていただいた資料の中に、海外における独占禁止法の動きというのがあります。その中に、アメリカとか、イギリスとか、ドイツとかいうものが簡単に述べられておりますが、私は昨年一年間、アメリカが実際にこの法違反

何件、どういふ問題で違反事件があり、
 どういふ結論になつたといふことをひ
 とつ全部出していただきたい。

これから関連の質問をいたします。

今の不況なら不況カルテルといふもの
 を許可した場合、不況が済んでしまつ
 てもなおそれを続けておつたらそれは
 違反になるのでしょうか。たとえば合
 理化カルテルといふので事由ありと認
 められて許可になつた。ところが合理
 化が済んでしまつてなおそのまま続け
 ておつたらそれは違反になるか、それ

をちよつと伺いたい。

○横田政府委員 認可が続いております。すなわち限りは違反にはならないと思ひます。つまりそういう状態の場合は認可を取消す、あるいは場合によりましては、特殊な関係でござりますが、公正取引委員会が取消しの請求をして後一箇月たちますと、認可の力はそのままであるが、その場合に要件を備えておらない場合には、当然いろいろな条文にひつかか

つて来るわけです。

○山本(勝)委員 今のことですが、その合理化とかあるいは不況とかいうカルテルを認める原因がなくなつてしまつておつても、そのままそのカルテルを續けてやつておつてさしつかえないのですか。

○横田政府委員 認可のある限りは、それがただちに違法になるということはないと思います。

○飛鳥田委員 この改正について私たちはまだわからないところがたくさんありますので、少し聞かしていただきたいと思ひます。

一番最初に、公正取引委員会の方から「私的独占禁止法改正要綱及び解説資料」というのをいただきました。これでは公取の考へておられることはよくわかつたのですが、これは通産省なり各関係行政庁の意見と一致しておるのでしょうか、その各関係行政庁の考へを総合してお書きになつたのでしょうか。

○横田政府委員 この要綱及び解説資料は二十八年六月二十四日ということになつておりますが、実はこの前の改正案を出したときに、やはりこれと同じものがつくりられました。その基本は公正取引委員会をつくりまして、その原案について一般の方の意見を聞くという意味で、実は公取独自の見解を一応発表いたしました。それに對する各界からの反響を見た、その基本的なものがこれでございます。その後各省と折衝の結果法案ができ、前国会に御提案をいたしましたのでございますが、しかしその基本におきましては、最初に公取が発表した線は大體堅持してあるわけでございますので、多少の

手は加つておるかと思ひますけれども、ほとんど最初に出したものがそのままの形になつて、今回の提案につきましても、これを資料としてお配りいたしました次第でございます。

○飛鳥田委員 この解説資料を讀みますと、自由にしてかつ公正なる競争を維持する、これが第一原則であつて、ほんとうにやむを得る場合に限つて二つのカルテルを認めるのだ、あるいはトラストを認めるのだ、これは最小限度のものであつて、非常に慎重に自重してやらなければならぬものだ、こういうことが述べられておりますが、その点は各行政関係を通じての御意見と承つてよろしくございませうか。

○横田政府委員 大體この基本的な考へ方には、各省とも異存はないはずでございます。条文をつくります際のいろいろこまかな点につきましては、多少の意見の相違もございましたが、基本の線についてはみな考へ方は一致しておるつもりでございます。

○飛鳥田委員 これを拝見しておりますと、この解説資料に述べられておる基本的な考へ方と改正条文とは非常にニアンスが違つて、むしろ相當な違ひがあると認定せざるを得ないのである。たとえば解説資料の方では最小限度に限つておるという形になつておりますが、実際の条文の方を見ますと必ずしもそうではない、むしろ一般的にカルテルを認めて行く、トラストを認めて行くという形にしかとれないのです。この間隔があるかないか。

○横田政府委員 この資料で述べておる原則は相當堅持されておるつもりでございます。御承知のように財界その

他からはこういうようなゆるめ方でははなはだ不十分であつて、むしろカルテルをもつと広汎に認めて弊害だけを押えて行くというやうなことをたびたび言われておるのでございませうが、そういう関係は絶対にとらないというところの中にはつきり申しておりますし、でき上つた法案についてもその線に沿つてできておるつもりでございます。

○飛鳥田委員 くだいようですが、それならば公正取引委員会は、公正かつ自由なる競争を促進するとか、雇用及び国民実所得の水準を高めるとか、一般消費者の利益を確保するとか、こういう禁禁法の目的がこの改正案で完全に達成されるというふうにお考へでしやうか。私たちはこの不況カルテル、合理化カルテル、トラストを許すことによつて、今まで維持されて來た禁禁法の目的の八〇%以上は消し去られてしまつた、こういうふうにお考へておるのですが、こういう点に關して公取の御意見はいかがでしやうか。

○横田政府委員 今回の改正によりまして、現行法の厳格な面が相當緩和されたことは事實でございますが、しかしこの緩和された形によつて、禁禁法の第一條に示しておるやうな基本的な考へ方は十分に守り得るというふうにお考へた結果、この提案をいたしました次第でございます。

○飛鳥田委員 この改正案によりまして、むしろカルテル化の助成政策が行われるのではないかと、こういう懸念を感じますが、いかがでしやうか。

○横田政府委員 このカルテルを認めまする条件を厳格に適用し、運用がルールになりませければ、決してカルテル化の助成とかいうようなことにはならないというふうにお考へております。

○飛鳥田委員 どこまでもこの条件を厳格にやつて行かれる、こういうお話を聞きますが、さういふいたしますと、この解説資料を拝見いたしますと、まず第一にカルテルを許す最低限度の条件として、一定の取引分野における競争を實質的に制限しない、もう一つ消極的には不況もしくは恐慌に對する企業の適応能力の不十分である日本においては、こういうことを述べておられるのですが、不況もしくは恐慌に對する適応能力が不十分であるという意味を伺わせていただきたいと思ひます。

○横田政府委員 これはこの解説資料にも多少説明してあつたかと存じますが、御承知のように日本の企業は非常に規模が薄弱でございます。資本の蓄積といふものが足らず、資本構成もはなはだ不健全である、事業の規模も非常に小さいというやうな点からいいたしまして、一たび不況にさらされるといふ場合には、その産業あるいは他の産業にまで被動的な影響を及ぼす面がございますので、今回はそういう非常事態に對処いたしますために、カルテルを認める、それから、日本の特質をいたしまして、輸出に非常な依存をいたしております關係から申しましても、輸出に關してはある程度カルテルを認めて參る、なお先ほど申しておりますやうに、企業の合理化を促進することが非常に必要でございますので、そのために役立つ範圍内におきまして合理化のカルテルを認める。もちろん合理化は競争を促進することによつてよりよく達せられる場合もございますし、今申したやうな、ある意味においては競争を制約することによつて達せられる場合もあるわけでございます。それから各般の日本の現状に即しまして、いろいろな面からの改正が加えられたわけでありませう。

○飛鳥田委員 資本の蓄積が少いというお話ですが、たとえば現に通産省の勧告によつて行われております綿紡のカルテルのような場合には、調べてみますと二七%の利益が上つておるものを全部配當しておる。あるいは呉羽紡とか數島紡とか、大和紡などに至つては今期に損勘定が立つておるにもかかわらず、前々期の社内留保金を今期の配當に繰入れて、二割配當をしておる、こういうことが平然と行われておるのですが、こういうことを放置しておいて、ただいたづらに社内資本の蓄積が浅いというふうに言うことができないものかどうかと。あるいはまた鉄鋼關係などを見ましても、原料とか貯蔵品とか仕掛品とか半製品とか、そういうものの占めておる問題があります。たとえば八幡では十一箇月の手持ちを持つておるのです。石炭については五箇月の手持ちを持つております。こういういろいろの点を見て参りますと、必ずしも單純に資本の蓄積が浅いということだけで片づけられるかどうか。現に通産省の御発表によりますと、二十六年年度に比べますと二十七年年度のいわゆる輸出材料の在庫増というのです、原鋼が四十万トンから六十一万トンにふえておりますし、鉄鋼が三十八万トンから二百六万トンにふえております。結構炭についても三十二万トンから六十六万トンにふえておる。こういう点から見て参りましてまた資

る社内留保金の大きいこと、ないしは利益を全部配当してしまつておること、ある新設会社においては損が立つているのに前々期の繰越金を使つて二割配当しているというのを申し上げたのであります。これはどこを基準としていふかと申し上げますと、ちやうど通産省の勧告が行われました次の決算期を基準としておる。これがカルテルとして認めてやる必要のないものであるということについて、すなわち合理化が自分の社内で行われる余裕が十分にあるというその意味で実は申し上げておいたのですが、今の委員長のお話によりますと、これは公正取引委員会から見てもやはり違法のものである、従つてこれについては通産省の方に意見を述べた、こういうふうにおつしやつております。しかしその結果として通産省がやつておられますことは、この綿紡カルテルの弊害をそう著しく減らしているものだとは思えないのであります。お話のようにきよいいただきました資料によりまして、このカルテルによつて中小企業の倒産が相次いでいる。こういうことがはつきりいたしておりますし、これには載つておりませんが、このカルテルが行われましたために操短があり、その操短の結果は、そこに就職している労働者の首切りが大量に行われている、こういうこともはつきりしております。たとへば、これを口実に二万名以上の女子工員が首切りになつておりますし、残つた労働者についても一人当りの持ち数がふやされております。会社側の統計を見ましても、一人一時間当りの綿糸生産高は、操短開始前の二月には五・九三ポンドであつたのに、操短を

実施いたしました後の十二月には七・四六ポンドという形にふえております。こういうふうなところに就職いたしましたおまする人々の大量首切りが行われ、さらに第二回の首切りが行われようとしている。残つた者の中においても労働強化が歴然と現われている。これは会社の統計です。こういうふうな非常に大きな弊害が現われておるにかかわらず、ただ一べんの警告をなすつただけである。こういうことでは私たちがとしてはいささかふに落ちないのでありますが、ただそれだけの問題でとどまりますならばまだしも、これは栗田委員やほかの委員の方々が御心配になつておりましたように、結局カルテル認可についての認定と認可の力のバランスについて、それが将来どう行われて行くかどうかということ推定せしめる一つの原因になると思つてゐる。失礼ですが、公取と通産省との力の違い、こういうものが何かここにも出ていような感じがするのですが、どうぞその点について、私たちが安心できるような御説明をいただきたいと思つてゐるであります。

○横田政府委員 この問題には実はもう一つ法律問題がからんでおるわけでございます。綿紡操短につきましても、いわゆる紡績会社の合理化カルテルに基いて、あの操短が行われておるということになりますれば、何も一々通産省に中入れをいたしましたりする必要はないのであります。これはほとんど独占禁止法の規定に従ひまして、そのカルテルをこわして行けばいいわけでありまして。ただ残念なことには、あの場合はその前提をいたしましたし、な話合いがあつたかもしれません。それが、それは実は公正取引委員会においてはつきりした証拠をつかむことができず、結果において操短が続けられておりましたのは、通産省の非常に強い行政措置、勧告に基いておるものでございまして。強いというのは、もしそれに従わなければ原綿の割当の資金を出さぬといふきつめてこわい罰則が裏についておつて、業者としてはどうしてもそれに従わなければならぬという形において勧告操短が行われたわけでございます。従ひまして、この操短は業者のカルテルによるものではなく、通産省の行政措置によるものであるということになりますと、それをこわすためには、やはり通産省にいろいろな中入れをする以外には方法はないわけでございます。これは通産省を独禁法の対象にすることはできないのでございまして。そこでわれ／＼といったいわゆる違反をそこに認めたかつたのでございまして、通産省に伺ひまして、独占禁止法の精神に照してこういう操短がどこまでも続けられることははなはだよろしくないといふことを申ししたわけでございます。もし今後不況のカルテルというものがはつきり法律の制度として認められれば、これを許可するか許さないかにつきましても、そういう制度が開かれます以上は正式に通産省と公取との折衝の問題になり、必要がある場合は認可をする。しかしその後今申しました中入れをしなければならぬような事態がもしございまして、今度の規定によりましてれば取消しもできる。單なる中入れなんといふことではなく、取消しの請求をして、事業上独禁法が働き得るよ

うな状態にもなし得る、こういうことになるわけでございます。

○飛鳥田委員 今のお話を伺いますと、だん／＼横道にそれて恐縮です。が、二つの点が私の頭に浮んで来るので、一つは、この勧告カルテルは實質的なカルテルをつくつておることは間違いないと思ひます。現に公取からいたされました「最近に於けるカルテル並にカルテル類似活動の状況」という資料を見ましてもはつきりいたしております。こういう現実にカルテル行為が行われておるものに、そのカルテル行為が行われる理由が通産省の勧告であるからといつて手がつけられないものであるかどうか。この独禁法というものは現実に履行されておるカルテル行為について取締りを行うものだと私は考へております。単に通産省の勧告の問題はそういう現実を形づくる上、一つの動機をなしておるにすぎない、こういうふうに見られるのではないのか、従つてどし／＼おやりをいたしたいでさしかえないのではないかと考へます。

もう一つその点について御意見を伺いたいと思ひますが、それは通産省の勧告だからしかたがないというお話でありますならば、今後この独禁法と別個にそういう行為がどし／＼行われて行くのではないか、これは今不況カルテルなり合理化カルテルなりができたから、そのルートをたどつて来るだろう、こういうお話ですが、たどつて来ないで通産省が独自の立場から再び勧告をどし／＼繰返して行くならば、これを防ぐことはできないのではないのか、こういう感じがいたします。そういったしますと問題は独禁法をつくつても、それは通産省を治外法権に置く、こういうことでよろしいか。

○横田政府委員 お話の前段につきましては、私どもも独禁法上の法律問題といたしまして十分検討いたしました結果、先ほど申し上げましたような結論に達しました。化纖の場合には同じく通産省の勧告ではございまいしたが、その勧告はきつめて力の弱い、非公式なまた一応のわくをきめたというふうなものでもございまして、その中味は化纖協会が中心をなしまして業者がつくつたものでございまして、その点をとらえて審判の対象とした次第でございます。

なお今後こういう制度ができて、通産省は勧告その他のことをやるのではないが、そうならば公取としてもしようがないじやないかというふうなお話でございますが、こういう制度ができてしまつても、なお通産省がこの条件に当てはまらない事例について勧告をするといふことは、私としてはどうして了解できないこととございまして。これは通産省の方に、そういう点をはつきりお聞きいただければわかると思つておりますが、そういうことではない、またそのためにこそ独禁法にこういうのはつきりした規定を置いたと私は了解してゐます。

○飛鳥田委員 この点については公取の委員長に伺つております。結局同様なお客えだと思ひますので、後日通産大臣御出席のときにこれを伺うことにいたします。次の問題に移らしていただきます。今度は、許可の条件について伺ひたいと思ひます。不況カルテルの場合に云々、合理化の場合に云々、こういうふうなわけに規定をせら

現実の各企業の生産費を加重平均にいたしまして、それによつてその価格が下つておるかどうかということを決定

する、要するにそのときの状態でもつて見るとというのが大体のこの趣旨でございます。

○飛鳥田委員　そういたしますと、そのときの平均生産費を算術的に加重平

均してみるといふお話になりますと、
ここでも非常に大きな、企業によつ

て自由に動かされる分が出て来ないで
しょうか。

○横田政府委員　これは学説的には、御承知の通り生産費の計算は非常にむ

ずかしいものであるということを、私も存じておるのでございますが、しか

し要するにこの条件につきましては、一応各企業から良心的な資料を出して

もらいまして、われ／＼がこの条件にはまつておるといふことの納得が行つた。

場合に、初めてそのカルテルを認めるということになります。もちろんその場合

にごまかし等があつてはならないので
ございますが、そこはまたいろ／＼こ

ちらの平生の調査なり、あるいはこの申請に際しての調査によりまして、そ

ういう点を是正いたしました。この点
は厳格に見て参りたいと考えております。

す。
○飛鳥田委員　その次に、事業者の相

当部分の事業が困難になるおそれがあると書いてありますが、このおそれと

○横田政府委員　これは現に相当部分

の企業の継続が困難になつていれば、これはもうもちろんはつきりしておる

のでございますが、またいなくてもそ
こまで行く蓋然性はつきりしておる

という場合に、他の要件も必要でござ

います。が認めて参りたい、こういうこととでございまして、要するにその困難に至る一步手前と申しますが、その蓋然性が非常にある場合にカルテルを認めるというところにならうと存じます。

○飛鳥田委員 結局それは言葉の解釈だけに終つておると思うのですが、もう少し現実の経済界の状況をさして御説明いただけないでしょうか。

○横田政府委員 どうも例がはなはだ不適当かもしれませんが、たとえば何とか十社がありまして、それが生産をしておる、加重平均で、ある点が平均生産費ということがわかりますと、その結果、その中にはかなり合理的な中庸企業の生産費でも市価を下つておる、こういう状態が前段でございまして、その結果それより以下のいわゆる赤字を出しておる事業の中には、もうそろそろ継続が困難になつて行くものが現にあつて、それがだん／＼上の方に波及して来て、相当部分にまで及びそうな状態というのがこの一号の気持でございまして、この相当の部分でございまして、どこまで行けば相当の部分かというところもやはり数字で三分の一とか四分の一とか、そういうことをいろいろ申し上げることは困難でございまして、要するにそういう赤字によつてほぼつ倒れかかつて行くという状態が、上の方に波及して行くという状態をさしておるものと考へております。

○飛鳥田委員 まだたくさん伺いたいのですが、栗田さんから関連質問があるから、今不景気カルテルの問題がございましたので、関連して一点御質問いたしますが、私は生産数量の制限をしてはならないが克服できないとい

うことは結局生産数量の制限といふか、あるいは共同操短といふものが少いことである。そのために不況が克服できないのである、こういうふうな考へておるのですが、この点どうですか。

○横田政府委員 第三項の価格カルテルの問題でございまして、

○栗田委員 今の不況カルテルの対価の決定をやる場合に、あるいはいづれの場合でもいいたのですね。不況が克服できないといふことは、結局生産数量の制限があまりにも少いかあるいは共同操短の率が非常に少いか、これが私は大きな原因じゃないか。

○横田政府委員 その点は、まさにそういう場合があるかと存じます、非常にわずかな操短をしていて、すぐに価格カルテルに移るというところは、われわれは毛頭考へておりません。それは相当の操短をやつてみて、まだうまく行かないというような場合に、最後の手段といたしまして、対価の決定にかかわる共同行為をする、こういうことになるかと考へております。

○栗田委員 ここでしからば、そうしておいて、操短率が少い、あるいは生産数量をもつと制限しなければならぬ。ところがそれをやらずに、この価格協定を認める、すぐ生産数量を制限することが困難なんだというところで、安易に価格協定をするというやうな危険があると思つて、ここで対価の決定を認めるということになると、当然余つたものはダンピングをしていいのだというところで、非常にこの場合において危険性があるといふこと、この場合においては、生産者のみに対価の決定といふもの、いわゆる価格協定と

いうのを認めておるけれども、生産者に対しての決定を認めるならば、商業部門においても、当然価格協定といふことを認めなければ、独禁法の趣旨には反するけれども、生産部門にこれを認めるならば、商業部門にも当然これを認めなければならぬ、こういうふうな私に考へておるのですが、もちろん後者においては独禁法の趣旨には反するけれども、当然そうなければならぬと思ひますが、この点はいかがですか。

○横田政府委員 価格カルテルは、今仰せられましたやうな弊害を非常に伴ひがちであります。従ひまして、この法案においてもこの点をかなりしぼつて規定しておるのをご存じなす。なおこのほかに、この条件をもつと広く認めてほしいとか、あるいは共同販賣機構を認めてほしいといふやうな、いろいろ考へて方があるわけのございまして、われ／＼はこれだけの条件のものと、初めに案の中のだた少しき目の強い案といふやうな意味で、この価格カルテルといふものをよく／＼の場合の最後の手段といふふうな考へておるわけでありまして。

○栗田委員 今の質問の、生産部門に価格カルテルを認めて、商業部門にこれを認めないといふことは片手落ちではないかといふことに対して……

○横田政府委員 この点は、確かにそういう面がございまして、われ／＼はこの生産者側のカルテルを非常にしぼつて、なるだけそういう弊害のないやうに認めておるわけのございまして、これは後にもございまして、関連事業者、その中には商社等がもちろん入ると思ひますが、そこへしわ寄せがないやうに、これは商社のカルテル、カウ

ンター・カルテルを認めるということはいたしませんでございまして、関連事業の利益を不当に害するといふことになりまして、このものとカルテル、商社のものをやめさせるという方の点で、商社に不当なね返りの行かないやうにいたしたいと考へております。

○飛鳥田委員 今の続きですが、「相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれ」、こういうおそれは、今まではカルテル並びにカルテル類似活動、こういうものについて認められるでしようか、認められないでしようか。今いただきました資料によつても、綿紡績から砂糖に至るまでの例が並んでおりますが、この十の例において、相当部分の事業の継続が困難になるおそれがあるかないか。

○横田政府委員 これは実は私もまだ内容をよく見てないのではありませんが、今まではカルテルあるいはそれに準ずるものがあると思はれます。それを一応ここにあげたわけのございまして、この中のどれについて、現にこの「且つ」以下のやうな条件が備わつておるかといふやうなことにつきましては、ここではつきりとお答えはむずかしいと思ひますが、非常に設備を拡張し過ぎましたやうな部門につきまして、この不況の結果、一番コストの悪い非生産的な、能率の悪い企業がほとんどつぶれかかつておるといふやうな例は多少あるものつづいてございまして、しかもそういうもののもつづいてございまして、一番低能率のものまで助ける意味で不況カルテルを認める意味では全然ないのであるとしまして、相当部分の事業の継続が困難となるおそれと申しますのは、そういう一番条件の悪いものはつぶれて

しまつてもやむを得ない、その上部の方にそれがだん／＼波及するまでにならないところでカルテルのある種の行為を認めて参りたい、こういうわけのございまして、現にこの中のどれにそういうものがあるかといふことは、今こゝではつきり申し上げかねます。

○石村委員 ただいまの相当の事業の継続という事業の問題ですが、それは原料、製品の場合、にその事業そのものの相当なる事業の継続といふことをお考へになるのですか。たとえば綿紡績なんかのように、綿糸の操短をやつて価格を維持するといふことはそれによつて、綿紡績会社はそれでよいでしようが、その製品によつてつくくる下の中、小企業の連中は原料は高くして製品は安いといふことができて、その事業はかえつて継続ができなくなるということがあるわけなんです。また事実綿糸においてはそういう事実が起つて、たいへんな弊害を起していると思はれます。わけなんです、そういうことも顧慮せられてカルテルの認可をなさるのですか、ただ綿糸なら綿糸だけの事業の継続という観点のみでやりになるのであります。

○横田政府委員 この一号にございまして、この当該生産業のその継続の困難といふことが要件としてあげられておるわけでありまして、御承知のやうにこういうカルテルは、たとい不況カルテルでございまして、必ずそれは関連産業なりに影響を与えて、関連産業の方でもまたカルテルを結成しなければならぬやうな状態が出て来るわけのございまして、そういうことになつて参りますと、カルテルのいわゆる普及性と申しますが、その及ぶところはだんだ

ん広くなりまして、最後には一般消費者がそのしわ寄せを受けるということになる。そこにカルテルのはなはだおもしろくない面がございますので、従いまして今仰せられましたような関連産業の方に影響を及ぼします場合につきましては、御承知の中小企業安定法におきまして、いわゆる一種のカウンター・カルテルと申しますか、そちらの方の事業の継続をはかるというようなためのカルテルの制度もございませう。しかしそれだけにまかせてはおけませんので、そういう関連産業の利益を不当に害するという事になりますと、このものの方の生産業者のカルテルそのものもやめさせる、こういうことによつてカルテルの弊害を除去して参りたいというのが本法案を通じての考え方でございます。

○飛鳥田委員 お話を伺つておりますと、結局抽象的な御議論だけが残つて来るのであります。ここでも事業の継続が困難になるに至るおそれという、このおそれの認定の仕方いかんによつてはどうにもなるものがある、このおそれという言葉の解釈の中に、通産大臣の考へておられるカルテル化助成政策がはつきりと顔を出して来るおそれがあるのではないかと思ひます。それこそおそれがあると思ひます。そういう意味で、もう少し具体的な規定の方法というものはできなかつたものでしょうか。

○横田政府委員 これはたとへば非常に困難となることと必至であるとか、あるいはまた現に困難となつていてとかいふふうにすれば——それにしましてもいろいろまた解釈があると思ひますが、そうなりますとまたあまりに厳

格過ぎまして、せつかくの不況カルテルがやはり手遅れになるという面もないではないのでございまして、こういう言葉は、なるほどある意味では非常に幅があり過ぎると思ひますが、そこにまた運用のいかんによつてその薬を適当に生かして行くという面もあるように思われます。

○飛鳥田委員 このどの部分まで行くべきかということについて、各省の間で意見の違ひがあつたように思ひますが、この点はどうでしょうか。

○横田政府委員 この点は、多少条文化の過程におきまして各省の間に意見の相違がございましたことは、お手元に差上げました「独禁法改正案」に対する各省意見」の中に、「中況カルテル」の要件をどうするかの問題」という点がございまして、この原案は、われわれあるいは経済審議庁、あるいは大蔵省、運輸省等が大体この線ですうしいということとございまして、通産省の方では、そこにございますように、生産費が市価よりも低落するおそれがある場合にも認めるべきであるというやうな線が出て、これよりはややゆるやかではないかと思ひます。多少の意見の相違はございました。

○飛鳥田委員 そういたしますと、こういうおそれという言葉を述べられておられますが、依然として各省の意見の対立というものは、このおそれをどう解釈するかという形で残つていゝという意味ですか。

○横田政府委員 ここで非常に重要なことは、「平均生産費を下り」ということは、これは一つなんです。平均生産費を下るおそれではないのであります。この点は、この条文ではつきりい

たしまして、通産省の方は、どちらかといひますと、生産費が市価よりも低落するおそれがあつた場合でもいいじやないかというやうな点で、そこに非常に大きな違ひがあるように考えられます。もちろん下の方の解釈については、これを広く解釈する立場と狭く解釈する立場があるかと思ひますが、重要な点は、前段の方に多少の意見の違ひがあつたという点でございまして。

○飛鳥田委員 そういふ違ひが、再びこの「おそれ」といふ言葉の解釈の中に顔を出して来るおそれがないかという事を伺つておられるだけなんです。しかしこれはお話を聞いておりましたもきりがありまから、續いて第二十四条の四の二号に移ります。ここに不当に一般消費者及び関連事業者の利益を害する、こう書いてありますが、一般消費者及び関連事業者の利益という言葉の中には、先ほど申し上げたやうに、操短によつて首切りが行われるという場合の労働者の関係、こういう問題は含まれておりませんか。

○横田政府委員 そういふ労働関係の問題は、間接的にはいろいろ重大な影響があることとございしますが、第二号で考へておりますのは、生産される物資を現実に消費いたします最終消費者と申しますか、一般の消費者と、それからそのつくりられますものを扱います事業者、あるいは前段階におきまして原料を供給する関連事業者というふうな、そういう事業者及び一般消費者を考へておるのでございます。

○飛鳥田委員 そういたしますと、「不当に」といふことは、先ほど御質問があつたと思ひますが、どうもよくわからなかつたのです。もう少し具体的に、ひとつどの程度までが不当であるかといふことを……

○横田政府委員 これはどの程度に達すると不当になるかといふことは、いわゆるケース・バイ・ケースでありまして、一概に申し上げられませんが、要するにこの不当という字を入れられたのは、不況の対策、市価安定のためとは申せ、こういう非常手段によりまして、ある程度市価を引上げるわけでございますから、それが当然に関連事業者の利益を害する、ひいては一般消費者の利益を害するといふことは、そういう意味においてはもうやむを得ないことなんでしょうが、しかしそれが度を越して参りますと、こういう不況のための程度を越しまして、これらの人々の利益を害するといふことになつて、不当といふ意味におきまして、不当といふ言葉を用いたわけでございます。

○飛鳥田委員 まだ実はかなり伺いたいことがありますが、皆さん大分お疲れでございますが、よろしゅうござい

ますか。

○佐伯委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○佐伯委員長 では速記を始めてください。

○横田政府委員 本日はこれにて散会いたします。次回は明日午前十時より理事会を、十時半より委員会を開会いたします。なお当日は本会議がありますので、午後引続き委員会を開きたいと存じます。御了解をお願いいたします。

午後四時四十九分散会

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局